

## 廃止届出書記載要領

- ・金融機関の経営革新等支援機関のうち、地方銀行、第二地方銀行、信用金庫、信用組合、信用農業協同組合連合会、信用漁業協同組合連合会等はその主たる事務所の所在地を管轄する財務局長、財務支局長（財務事務所、小樽出張所又は北見出張所の管轄する区域にあっては当該財務事務所長又は出張所長）、主要行等（金融庁告示第64号にて指定する金融機関）は金融庁長官へ廃止届出書の正本2部を提出して下さい。
- ・また、上記以外の既存の中小企業支援者（商工会、商工会議所、中小企業団体中央会、中小企業診断士）、税理士、公認会計士、弁護士等の士業関係、民間コンサルティング会社、NPO法人等は、その主たる事務所の所在地を管轄する経済産業局長へ廃止届出書の正本2部を提出して下さい。
- ・記載内容等で判断に迷う場合は、お近くの経済産業局、財務局・財務支局へお尋ね下さい。

様式第3（第7条関係）

・届出書一式の正本2部を主たる事務所の所在地を管轄する経済産業局へ提出すること。

廃止届出書

令和●●年●●月●●日

関東財務局長 殿  
関東経済産業局長 殿

・主たる事務所の所在地が静岡県の場合は「東海財務局長 殿」としてください。

・住所は主たる事務所の所在地を記載すること。法人の場合は、登記簿謄本上の本店の所在地を記載すること（表記は登記簿謄本と揃えること）。  
・氏名は代表権を持つ者の氏名を記載すること。  
・押印は、実印を使用のこと（印鑑証明は不要）。  
・ID番号を必ず記載すること（ID番号は関東経済産業局のホームページ等で確認ください）。

住所 ●●県●●市●●-●-●  
●●●●●●  
氏名 代表 ●●●●  
ID番号 (●●●●●●●●●●●●●●)

実印

認定に係る業務を廃止するので、中小企業等経営強化法第34条の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

1. 廃止しようとする年月日 令和●●年●●月●●日
2. 廃止の理由 ●●により経営革新等支援業務を継続できないため。  
例①：組織再編により当社が消滅法人となり、経営革新等支援業務を継続できないため。  
例②：現在認定を受けている法人を解散するため。

備考

- 1 届出者が法人である場合においては、住所は、代理人等による手続きを可とする。その代表者の氏名を記載すること。
- 2 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

・認定支援機関である個人が死亡した場合の廃止届出について